

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」に関する意見募集の結果について

平成27年9月 日
特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護委員会においては、本年7月25日（土）から8月24日（月）まで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して1の個人又は団体から延べ3件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則」を定めましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする
職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>写真はどんな写真でも良いのですか。 サイズ、カラーの有無、など、きちんと指定してほしいです。なんでも良くなってしまいます。</p>	<p>特定個人情報保護委員会の職員が立入検査をする際に携帯する身分証明書には、その職員が番号法の規定に基づき立入検査をする正当な権限があることを証明するために必要な事項の一つとして、その職員本人が確認できる写真を表示することとしています。写真のサイズ、カラーかどうかについては、上記の証明に直接影響しませんので、原案のとおりとします。</p>
2	<p>有効期限は無いのですか。無期限ですか。この人が退職したあとも使えるのではないですか。定期的な教育を受けている人が任命されると想定すると、更新制になると思うので、有効期限は必須です。</p>	<p>本件身分証明書が、退職後に使われないよう、人事異動時には廃棄することを始め、管理番号等を基に適正に管理します。このため、立入検査をする職務に係る人事発令が有効な期間に限って、職員の本件身分証明書が存在することになります。</p>
3	<p>5 2 条 2 項について 「(前略) 証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない」の条文では、請求しないと提示しなくて良い事となりますので、請求しなくても提示するように義務づけてください。</p>	<p>御指摘の点は法律上の規定ですが、職員は、関係人の請求がなくても身分証明書を提示する運用を行います。</p>